

お客様 各位

株式会社イチネンケミカルズ
品質保証部

中鎖塩素化パラフィンに対する規制について

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年5月22日の閣議決定にて中鎖塩素化パラフィンが第一種特定化学物質に指定されましたが、弊社製品の一部にも当該物質が含有しておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

— 記 —

1. 対象製品

- 000111 ステンカット（エアゾールタイプ）
- 000113 ステンカットL（液物タイプ）

2. 規制内容

「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)」が第一種特定化学物質に指定されました。
これにより、施行日（2026年11月22日）から当該物質を含む製品の製造・輸入・販売・使用が原則禁止になります。（使用に関してPOPsでは切削用途等で特例措置が認められていますが、日本では特例措置はありません。）

3. 弊社の対応

対象製品の販売中止（2026年7月31日）
※販売中止時期前でも弊社の在庫がなくなりましたら廃番とさせていただきます。
※対象製品をご使用いただいているお客様におかれましては、施行日（2026年11月22日）以降のご使用をお控え頂くとともに、使用可能量のみご購入いただくよう、お願い申し上げます。

4. 代替品のご案内

弊社では、以前より中鎖塩素化パラフィンを含まない対象製品と同等性能の切削油を開発し、以下の製品を販売しております。
対象製品をご使用いただいているお客様におかれましては、切り替えのご検討を賜りたく、お願い申し上げます。

【代替品】

- 000115 ステンカットF（エアゾールタイプ）
- 000116 ステンカットF 1L（液物タイプ）
- 001024 ステンカットBIO（エアゾールタイプ）

ご質問や代替品のサンプルのご要望等は弊社担当営業までお気軽にお願い申し上げます。